

産科医療機関確保事業

平成23年9月

医政局指導課(井上誠一課長) [主担当]

1. 施策体系上の位置づけ

評価対象事業は下図の網掛け部分に位置付けられる。

基本目標Ⅳ 地域で安心して健康に長寿を迎えられる社会を実現する										
施策大目標分野	1	2	3	4	5	6	7	8	9	
	的供給	医療サービスの安定	構造的な医療保険制度の	高齢者医療制度改革を含めた持続的・安定的な医療保険制度の	国民の健康支援	衛生的で安心・快適な生活環境の確保	高齢者が生きがいを持ち、安心して暮らせる社会作り	安心して信頼できる年金制度の確立	障害のある人も障害のない人も地域でもに生活し、活動する社会の実現	戦傷病者等の援護

施策中目標

1	地域の医療連携体制を構築する
2	医療需要に見合った医療従事者を確保する
3	医療従事者の資質の向上を図る
4	医療安全確保対策を推進する
5	政策医療を向上・均てん化させる
6	新医薬品・医療機器の創出等を促進するとともに、医薬品・医療機器産業の振興を図る
7	新医薬品・医療機器を迅速に提供する
8	医薬品等の品質確保、安全対策を徹底する
9	嫌気品の適正使用を推進する
10	安全で安心な血液製剤を安定的に供給する

施策小目標	
1	医療計画に基づく医療連携体制を構築すること
2	救急医療体制を整備すること
3	周産期医療体制を確保すること
4	小児医療体制を整備すること
5	災害医療体制を整備すること
6	へき地保健医療対策を推進すること
7	病院への立入検査の徹底
8	医療法人等の経営の安定化を図ること

その他、以下の事業と関連がある。

—

2. 現状・問題分析

(1) 事前評価実施時における現状・問題分析（平成19年度）

①現状分析

近隣に分娩可能な医療機関が少なく、また離島や公共交通機関等の利用が困難な地域の産科医療機関には経営困難となっている医療機関が多い。

②問題点

上記のような地域では休日夜間も診療体制をとることを余儀なくされるが、分娩件数が少ないため、体制維持に見合った収入が得られず、その結果経営困難となり、分娩を取り扱う医療機関が低減している。

③問題分析

経営の安定化を図るための経営困難な産科医療機関に対して、財政支援を行う必要がある。

④事業の必要性

①～③を踏まえ、分娩を取り扱う医療機関へ支援を行うことは、身近な地域で安心して出産できる環境を整備することにつながり、地域における安全・安心な医療を提供する上で重要な施策である。

(2) 事後評価実施時（現状）における現状・問題分析

①現状分析

離島や近隣に分娩可能な医療機関が少なく、また公共交通機関等の利用が困難な地域の産科医療機関には、現在も経営困難となっている医療機関が多い。

②問題点

上記のような地域では、休日夜間も診療体制をとることを余儀なくされるが、分娩件数が少ないため、体制維持に見合った収入が得られず、引き続き経営困難となっている。

③問題分析

経営の安定化を図るための経営困難な産科医療機関に対して、引き続き財政支援を行う必要がある。

④事業の必要性

①～③を踏まえ、引き続き分娩を取り扱う医療機関へ支援を行うことは、身近な地域で安心して出産できる環境を整備することにつながり、地域における安全・安心な医療を提供する上で重要な施策である。

(現状・問題分析に関連する指標)

		H18	H19	H20	H21	H22
1	分娩取り扱い病院数	—	—	1,149	—	—
2	分娩取り扱い診療所数	—	—	1,564	—	—
(調査名・資料出所、備考等) 医療施設調査(大臣官房統計情報部調べ)による。なお、本調査は3年毎の調査である。 ※平成14年 分娩取扱病院数 1,503 分娩取扱診療所数 1,803 ※平成17年 分娩取扱病院数 1,321 分娩取扱診療所数 1,612						

3. 事業の内容

(1) 実施主体

都道府県、市区町村、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人北海道社会事業協会、全国社会保険協会連合会、医療法人、学校法人、社会福祉法人、医療生協及びその他厚生労働大臣が認める者

(2) 概要

産科医療機関に対する①勤務する医療従事者の人件費、②医師等の休日代替要員雇上経費、③医療機器(分娩関係)の購入費、④遠隔地からの妊産婦、家族等の宿泊施設整備費の財政支援を行うことにより、経営の安定化を図るとともに、安心して出産できる環境の整備を図る。

(3) 目標

産科医療機関の経営の安定化を図り、当該医療機関が存在する地域において分娩の取扱いを継続できる体制の確保を図る。

(4) 予算

会計区分：一般会計

平成24年度予算要求：323百万円

産科医療機関確保事業に係る予算の推移：

H20	H21	H22	H23	H24
738	738	323	323	323

(百万円)

4. 事前評価の概要（必要性、有効性、効率性）

(1) 必要性の評価

分娩可能な医療機関の削減は全国的な問題となっており、全国どの地域においても国民すべてが一定水準の医療を享受できるようにするためには、行政機関が主体的に、地域差が生じることのないよう財政支援を行う必要がある。

(2) 有効性の評価

本事業の実施により、産科医療機関の経営の安定化が図られ、当該医療機関が存在する地域において分娩の取扱いを継続できる体制の確保が図られることが期待される。

(3) 効率性の評価

産科医療機関の経営の安定化を図るための費用を補助することで、その地域における分娩可能な医療機関を確保でき、最小限の費用から最大限の効果につなげることができる。

5. 事後評価の内容（必要性、有効性、効率性）

(1) 有効性の評価

①政策効果が発現する仕組み（投入→活動→結果→成果）

産科医療機関への運営費等の補助→当該医療機関の経営状況の改善→当該医療機関の経営の安定化→分娩可能な医療機関の確保

②有効性の評価

本事業の実施により、補助金の交付を受けた産科医療機関においては、経営の安定化が図られ、当該医療機関が存在する地域において分娩の取扱いを継続できる体制の確保が図られたと考えられる。

③事後評価において特に留意が必要な事項

特になし

(2) 効率性の評価

①効率性の評価

産科医療機関の経営の安定化を図るための費用を補助することで、その地域における分娩可能な医療機関を確保でき、最小限の費用から最大限の効果につなげることが出来たと考えられる。

②事後評価において特に留意が必要な事項

特になし

(3) その他（公平性、優先性等評価すべき視点があれば記載）

特になし

(4) 政策等への反映の方向性

本事業が補助対象とする地域の産科医療機関の経営状態は以前として厳しい状況にあるため、平成24年度予算概算要求において、所要の予算を要求する。

6. 評価指標等

指標と目標値（達成水準／達成時期）						
アウトプット指標		H18	H19	H20	H21	H22
1	へき地等における産科医療機関の補助件数	—	—	22	29	29
【調査名・資料出所、備考等】						
・指標1は、医政局指導課調べ。						

7. 特記事項

(1) 国会による決議等（総理答弁及び附帯決議等含む）の該当

① 有・無

② 具体的記載

改正医療法の付帯決議（平成18年6月13日）の十一における医師不足問題への取組。

十一 産科、小児科を始めとする特定の診療科及びへき地医療における医師不足問題に対応するため、地域の実情を考慮した医療機能の効果的な集約化・重点化の促進と拠点病院への搬送体制の整備、大学医学部の入学定員の地元枠の設定、地域の病院に医師を紹介する体制の見直し等について、地域医療の関係者が参画する都道府県の医療対策協議会における検討を踏まえ、必要な財政措置が講ぜられるよう支援を行うこと。

(2) 各種計画等政府決定等の該当

① 有・無

② 具体的記載

政府・与党の「緊急医師確保対策（平成19年5月31日）」取組項目。

2－（4）医師不足の厳しい地域医療を支える病院への支援の充実

「身近な地域で安心して出産できる環境を整備するため、地域的な事情により、分娩数が少なく、採算のとれない産科病院への必要な経費に対して補助。」

(3) 審議会の指摘

① 有・無

② 具体的内容

(4) 研究会の有無

① 有・無

② 研究会において具体的に指摘された主な内容

(5) 総務省による行政評価・監視及び認定関連活動等の該当

① 有・無

② 具体的状況

(6) 会計検査院による指摘

① 有 無

② 具体的内容

(7) その他

特になし